平成２７年（フ）第１９１号
京都府久世郡久御山町佐山新開地179番地１
破産者　株式会社リテン
１　決定年月日　平成27年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
東京都中央区新川２丁目６番８号ＹＨビル６階
破産者　佐藤データサービス株式会社
１　決定年月日　平成27年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２号
山口県周南市清水町６番41号
破産者　株式会社スリーアローズ
１　決定年月日　平成27年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８０号
群馬県桐生市新宿３丁目11番39号
破産者　岩野　良二
１　決定年月日　平成27年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第８１号
群馬県桐生市新宿３丁目11番39号
破産者　岩野　淳子
１　決定年月日　平成27年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１５０号
山梨県山梨市西22番地の５
破産者　清水　明美
１　決定年月日　平成27年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
長崎県佐世保市東浜町305番地、住民票上の住所長崎県佐世保市東浜町498番地
破産者　藤山　陸喜
１　決定年月日　平成27年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
長崎県佐世保市広田４丁目10番７－204号、前住所長崎県東彼杵郡川棚町白石郷106番地９
破産者　浦　　末男
１　決定年月日　平成27年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第５３８号
埼玉県川口市芝塚原１丁目７番28号　富士見ハイツ103号、破産手続開始決定時の住所埼玉県幸手市大字平野388番地６
破産者　野原　　正
１　決定年月日　平成27年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７４号
さいたま市大宮区大成町２丁目417番地５
エスポワール大宮104
破産者　佐保田浩太郎
１　決定年月日　平成27年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
大阪府岸和田市東ケ丘町808番地の118
破産者　古田　賢二
１　決定年月日　平成27年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
大阪府泉佐野市高松南１丁目４番６号
破産者　千真興業こと　奥野　真生
１　決定年月日　平成27年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３７６号
大分県臼杵市野津町大字宮原3472番地の２
県営原口住宅ＭＲ－２　304号
破産者　川野千鶴惠
１　決定年月日　平成27年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８１号
札幌市北区百合が原９丁目15番１－401号
破産者　安達マサ美
１　決定年月日　平成27年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２０２号
札幌市南区石山３条５丁目５番16号
破産者　相田　元子
１　決定年月日　平成27年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１４号
茨城県古河市原町13番36号
破産者　根岸　浩信
１　決定年月日　平成27年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第３８８号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目11番６号　ブライトアサカ202
破産者　佐藤　壽秀
１　決定年月日　平成27年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６０９号
埼玉県久喜市野久喜549番地１　1014
破産者　山内久仁子
１　決定年月日　平成27年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６５９号
埼玉県川口市大字峯313番地の９
破産者　西出　智子（旧姓小杉）
１　決定年月日　平成27年10月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係